

様式第三十二号（第四十三条関係）（平25農水令50・全改、令元農水令10・令2農水令83・一部改正）

規格設定飼料検定申請書	
殿 住所 氏名（法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名）	年 月 日
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項の規定により規格設定飼料の検定を受けたいので、下記により申請します。	
記	
1 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者 の氏名及び主たる事務所の所在地）	
2 飼料の名称	
3 飼料の種類	
4 製造する事業場の名称及び所在地	
5 原材料の配合割合等 別紙のとおり。	
6 飼料の製造方法の概要	
7 検定手数料の納付方法	
備考 1 飼料の名称は、文字のみをもつて表示し、図形又は記号を用いないこと。 2 外国において製造された飼料について検定を申請する場合にあつては、4に輸出国名、製造した者の氏名及び住所、製造した事業場の名称及び所在地並びに当該飼料の保管場所を記載すること。	

（日本産業規格 A 4）

規格設定飼料検定申請書（別紙）										
原材料名	配合割合	アミノ酸					非フィチン態りん	可消化養分総量	代謝エネルギー	備考
		トレオニン	計			リジン				
				メチオニン	シスチン					
	%	%	%	%	%	%	%	%	(1 kg中のKcal)	
合計										
備考 各原材料のアミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに各原材料の可消化養分総量及び代謝エネルギーの値は、昭和51年7月24日農林省告示第757号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の規定に基づき検定の方法を定める件）第2に定めるところにより算出すること。										

（日本産業規格 A 4）